

文部省推薦図書制度の歴史的課題～5 領域「人間関係」の視点から～

大阪芸術大学短期大学部 保育学科 准教授 森岡 伸枝

近年、「はだしのゲン」の図書館配架をめぐる議論が起こったように、行政が図書を選定する行為は、教育的配慮なのか自由への規制であるのかが問われている。本研究は、戦時中の文部省による児童図書の推薦事業に着目し、子どもに対する道德教育、言い換えると5領域でいうところの、子どもに身につけさせたい「人間関係」の力とは何であったのかを検証しようとするものである。

文部省による児童図書の推薦事業（以下文部省推薦事業と記す）は昭和14年に始められた。それは昭和13年の内務省「児童読物改善ニ関スル指示要項」（以下「指示要項」と記す）を受けてのことだった。内務省による「改善」政策は日中戦争の勃発を契機としている。昭和12年4月に「国家総動員法」が制定され、本法では「人的及物的資源ヲ統制運用スル」ことが認められ、出版もその範疇に入るようになった。これにより、図書も「指示要綱」に基づく検閲の対象となったのである。文部省は「指示要項」に伴い、児童図書の推進事業を開始し、推薦図書をラジオや新聞など様々なメディア媒体を通じて広く知らしめていった。

ところで、文部省推薦事業については、『日本近代教育百年史』や『近代日本社会教育政策史』においてほとんど触れられていない。膨大な先行研究の中でも、文部省推薦事業の概略が述べられているに過ぎず、その全容は明らかにされていない。たとえば鳥越信、永田桂子の絵本研究においては、文部省推薦事業は内務省の出版統制という“児童文化への圧力”を効果的に進めるために行われたと論じられてきたが、本事業でどのような内容の本が選定されていたのか、具体的に検証されていない（鳥越信編『はじめて学ぶ日本の絵本史Ⅱ』ミネルヴァ書房、平成14年。永田桂子『絵本観・玩具観の変遷』高文堂、昭和62年）。そして、大橋眞由美は「指示要項」と文部省推薦事業を〈ムチ〉と〈アメ〉というが、その検証の余地がある（大橋眞由美『近代日本の〈絵解きの空間〉—幼年用メディアを介した子どもと母親の国民化—』風間書房、平成27年）。

これまで申請者は、戦時中に全国で開催された文部省主催「母の講座」の実態を教育学研究上で初めて明らかにしてきた。例えば、文部省は昭和13年に本講座の科目に初めて「皇国民ノ子トシテ子女ノ躰」を設定するように全国に指示し、国家と子どもが直接的に結びつけられて捉えられるようになったことを分析した(科学研究費：課題番号24730690「戦前・戦中の女子社会教育政策の変容」)。

そこで、今年度はこれらをもとに、文部省図書推薦制度に着目し、文部省は図書推薦事業によって、どのような子どもを育成できると考えてきたのかを考察することにした。そこで改めて注目されたのは、同省は図書推薦制度ができる以前から、大正15年に冊子『子供の絵本』を作成し、絵本を「乳児、幼児」にとつての「教科書」とし、「道徳的に健全でなければならぬ」と考えてきたことである。そして、その次の段階として、文部省は全国を巡り、推薦した絵本を同省社会教育課職員自らが持参し、母親たちに解説する時間を設けていったことも明らかとなった。

また、文部省推薦事業の関係者等によって開催された「児童絵本を良くする座談会」（昭和14年～昭和16年）によると、「指示要項」では絵本について「活字ノ大キサ、色彩ノ配合」といった形式的な指示に留まり、思想善導や時局に関するものといったことは考えられていなかったこともわかった。

そして、本研究に着手することで、文部省図書推薦制度そのものの評価を再考する必要性を感じるに至った。本制度は、先行研究でみられたように、子どもの心を統制するものであると評価するのか、あるいは教育的配慮とみなすのか、それを追究していく必要があるように思われた。今後、さらなる研究を行うことで、本制度は、時代の制約があるなかで、子どもの心の育ちへの悪影響を防ぐといった子どもたちへの教育的配慮もみられたことを明らかにしていく必要があると考える。

以上のことから、文部省推薦事業を分析することで、文部省の子どもへの教育観の一端をうかがい知ることができた。